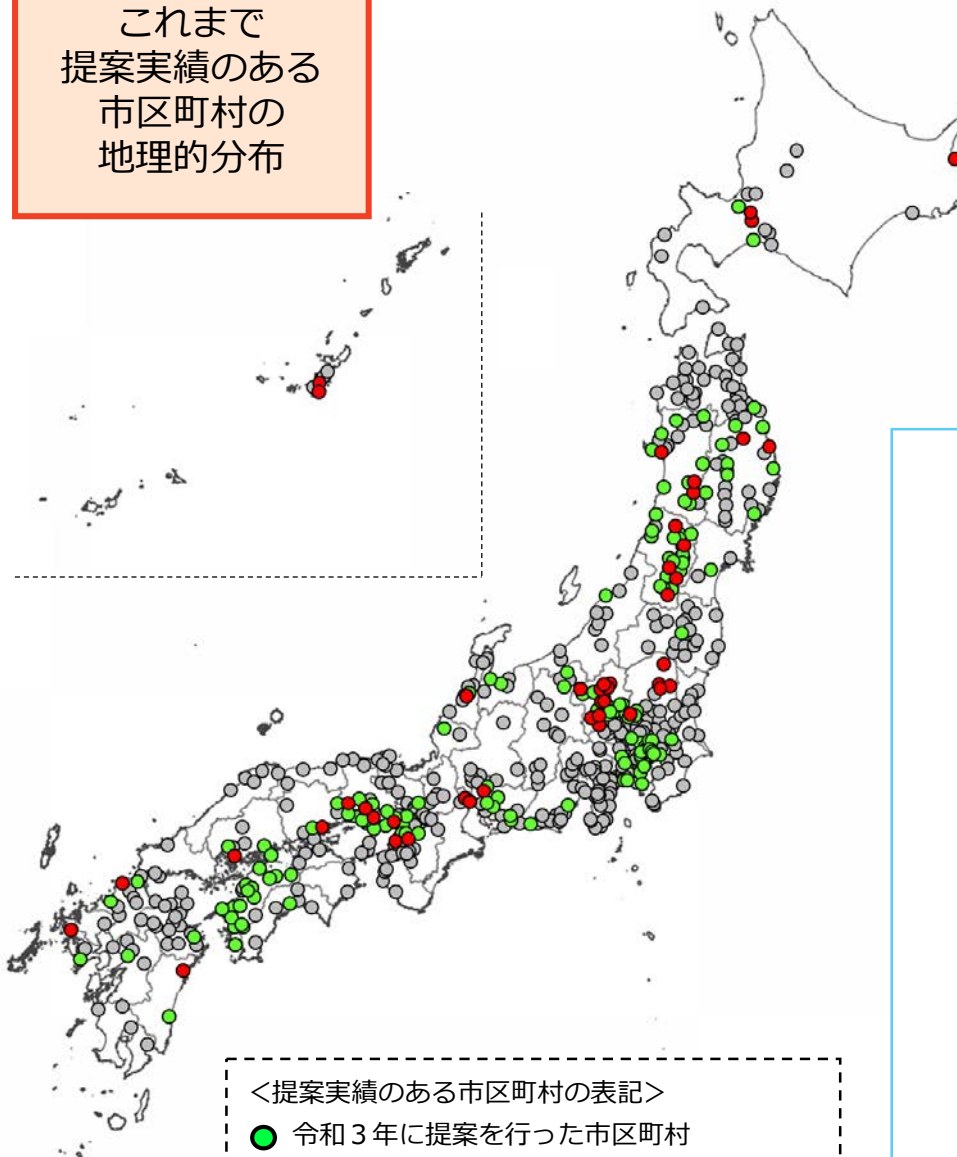


市区町村からの提案状況

令和3年の状況

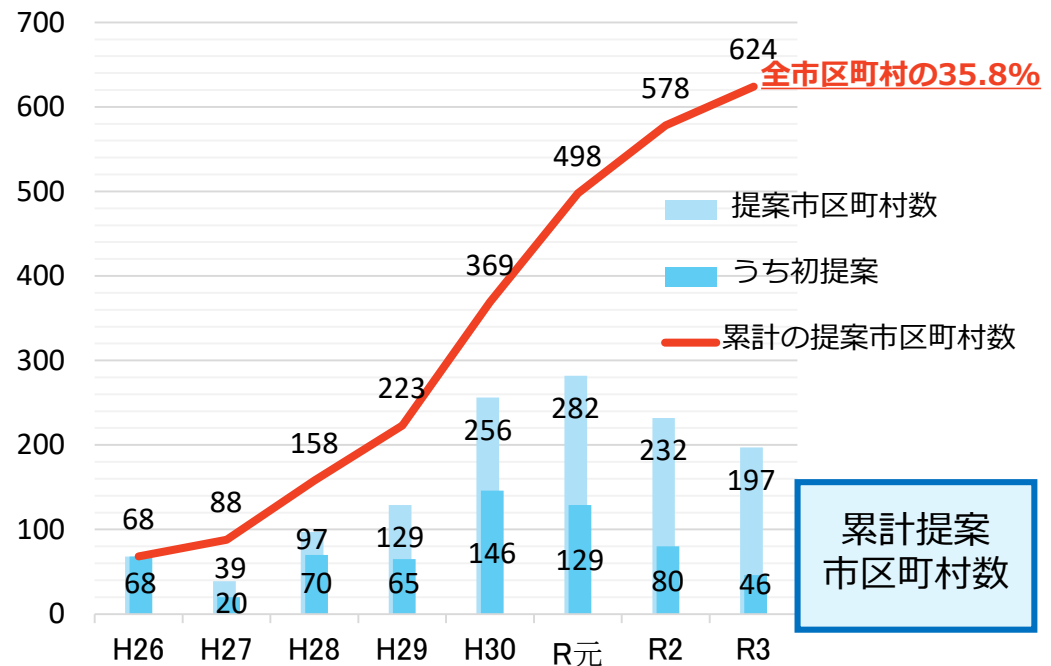
これまで
提案実績のある
市区町村の
地理的分布

- ◆ 令和3年に提案を行った市区町村は197団体あり、そのうち、初めて提案を行った市町村は46団体(赤●)(25市16町5村)。
- ◆ 提案を行ったことのある市区町村数の累計は624に増加し、全市区町村の35.8%(624/1,741市区町村)となった。



<提案実績のある市区町村の表記>

- 令和3年に提案を行った市区町村
- 上記のうち、初めて提案を行った市区町村
- 平成26年～令和2年に提案を行った市区町村



累計提案
市区町村数

※平成28年から、特別区長会の構成団体を市区町村数に計上している。

都道府県別の提案実績のある市区町村割合（～R3年）

都道府県名	市区町村数 ①	過去に提案を行った市 区町村数 ②	提案割合 ②/①
北海道	179	16	8.9%
青森県	40	34	85.0%
岩手県	33	27	81.8%
宮城県	35	3	8.6%
秋田県	25	20	80.0%
山形県	35	25	71.4%
福島県	59	22	37.3%
茨城県	44	24	54.5%
栃木県	25	7	28.0%
群馬県	35	28	80.0%
埼玉県	63	48	76.2%
千葉県	54	13	24.1%
東京都	62	27	43.5%
神奈川県	33	26	78.8%
新潟県	30	11	36.7%
富山県	15	5	33.3%
石川県	19	10	52.6%
福井県	17	2	11.8%
山梨県	27	14	51.9%
長野県	77	15	19.5%
岐阜県	42	8	19.0%
静岡県	35	31	88.6%
愛知県	54	13	24.1%
三重県	29	5	17.2%

都道府県名	市区町村数 ①	過去に提案を行った市 区町村数 ②	提案割合 ②/①
滋賀県	19	5	26.3%
京都府	26	23	88.5%
大阪府	43	15	34.9%
兵庫県	41	31	75.6%
奈良県	39	4	10.3%
和歌山県	30	10	33.3%
鳥取県	19	4	21.1%
島根県	19	4	21.1%
岡山県	27	5	18.5%
広島県	23	6	26.1%
山口県	19	4	21.1%
徳島県	24	2	8.3%
香川県	17	3	17.6%
愛媛県	20	20	100.0%
高知県	34	7	20.6%
福岡県	60	8	13.3%
佐賀県	20	1	5.0%
長崎県	21	3	14.3%
熊本県	45	5	11.1%
大分県	18	18	100.0%
宮崎県	26	2	7.6%
鹿児島県	43	4	9.3%
沖縄県	41	6	14.6%

合計	1,741	624	35.8%
----	-------	-----	-------

※特別区長会の構成団体(23区)は、市区町村数に計上

提案募集の年間スケジュール

- 2月中下旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
↓（本年の提案募集の方針決定）
○事前相談・提案受付開始
- 5月中旬 ○事前相談受付終了
- 6月初旬 ○提案受付終了
- 6月初～中旬 ○追加共同提案の意向・支障事例等の補強照会
- 6月下旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
↓（重点事項の決定）
○関係府省への検討要請
- 7月～8月 ○提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリング
- 9月上旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
↓（関係府省からの第1次回答・専門部会におけるヒアリングの状況等の報告）
○関係府省への再検討要請
- 10月 ○関係府省からのヒアリング
- 11月中下旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議（対応方針案の了承）
- 12月中下旬 ○地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定）



提案に係る各種
相談は常に受け
付けています！

共同提案、追加共同提案のご案内

- 「共同提案」とは、複数の地方公共団体等が共同で提案を行うことです。
- 「追加共同提案」とは、それぞれの団体が提案の形成に関わる「共同提案」とは異なり、既に提出された提案に対し、賛同する団体が追加共同提案団体として名を連ね、支障事例等を寄せるものです。これにより、他の団体が行った提案の実現を後押しすることができます。

	共同提案	追加共同提案
成立過程	各団体が独自に連携し複数団体で提案内容を考案し、共同で一の提案を提出して成立。 ※共同提案については、それぞれ対等な立場で共同して提案するものとして取り扱うため、提出の際は首長の了解が必要となります。	既に確定し提出された提案について、分権室の照会に回答して成立。 (提案の受付終了後のため、提案の考案はなし。あくまで賛同・補足を行うもの)
提案に対する関係府省の回答に対する見解の提出 (7月下旬～8月中下旬)	回答は必須 (主提案団体が代表して提出)	回答は任意
(重点事項の場合) 提案団体ヒアリングへの参加	あり (原則、主提案団体が代表で参加)	なし
照会期間	2月下旬～6月上旬 (早期事前相談：4月下旬～5月上旬)	6月上旬～6月中下旬

R2年からは内閣府へ4月上旬までにいただいた事前相談について、各団体に事前に情報提供を行っています。これらについて、補足的な支障事例等の提供や共同提案が行えないか、ぜひご検討をお願いします！